

主な指摘事項【訪問介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
人員	訪問介護員等の員数	・訪問介護員等のうち、指定通所介護事業所の介護職員として勤務する時間帯を、訪問介護員等に係る常勤換算方法による勤務時間の算定に含めている者が見受けられたが、当該時間帯は訪問介護員等の勤務時間として算入できないため、算定を改めること。	1件
運営	内容及び手続の説明及び同意	契約書及び重要事項説明書(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正を行った契約書等に同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・通常の事業の実施地域について記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費について記載すること。 ・利用料金に係る利用者負担割合の記載が1割及び2割のみのため、3割についても記載すること。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることについて記載すること。 ・虐待防止等に関する指針の整備について記載すること。 ・虐待の防止に関する研修を定期的に開催することについて記載すること。 ・虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置について記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・記録の保存期間について、サービス完結の日から5年間とすること。	4件
運営	訪問介護計画の作成	・一部の利用者において、訪問介護計画が未作成のものがあつたため、サービス提供に当たっては、居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成すること。	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 ・営業日について、契約書等との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることについて記載すること。 ・虐待防止等に関する指針の整備について記載すること。 ・虐待の防止及び身体的拘束等に関する研修の実施頻度を年1回以上としているため、定期的(年2回以上)とすること。 ・虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置について記載すること。 ・記録の保存期間がサービスを提供した日から5年間となっているため、完結の日から5年間とすること。	3件
運営	勤務体制の確保等	・すべての訪問介護員等について、当該事業所が勤務場所であることを明確に示す書類がないため、辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。	1件
運営	業務継続計画の策定等	・すべての従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施し、その記録を保管すること。	2件
運営	虐待の防止	・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施し、その記録を保管すること。	1件
運営	運営基準	・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施しその記録を保管すること。	1件

計14件